

事業名	青少年の自立支援事業	
主管課及び関係課	(主管課) スポーツ・青少年局青少年課(課長:有松正洋) (関係課) スポーツ・青少年局参事官(参事官:東修司)	
施策目標及び達成目標	施策目標 7 - 5 青少年教育の充実と健全育成の推進 達成目標 7 - 5 - 6 青少年に対して、自立心や社会性を高めていくことを目的とした体験活動やスポーツ活動、社会奉仕活動などを行うことができる活動の場を構築する。	
事業の概要	ひきこもりなど社会との関係が希薄な青年が、将来の目標を設定し、社会のために自ら行動することができるようになるために、福祉作業所などでの様々な社会体験への参加を支援する「青年長期社会体験活動」を実施する。また、不登校などの子どもたちに対し、自然体験や生活体験等の体験活動に取り組む機会を提供する「悩みを抱える子どもの体験活動」を実施するとともに、子どもたちが主体的に考え、子ども同士で協力しながら解決策を見出す過程を重視した体験活動「子どもの主体性をはぐくむ体験活動」を実施する。当該事業は、委託事業として実施し、その効果を普及・啓発するものである。	
予算額及び事業開始年度	平成17年度概算要求額: 410百万円 事業開始年度: 平成17年度	
得ようとする効果及び達成年度	本事業の「青年長期社会体験活動」においては、社会との関係が希薄な青年に社会社会への参画を促す。また、「悩みを抱える子どもの体験活動」においては、不登校などの悩みを抱える子どもたちに対し、心身をリフレッシュさせ、自主性や協調性をはぐくむとともに、「子どもの主体性をはぐくむ体験活動」においては、子どもたちが主体的に考え、体験活動を実施することにより、人間関係や主体性、問題解決能力などをはぐくむ。これらの事業は、全国各地域で実施し、他地域のモデルとなるような優れた事例を普及・啓発することにより、全国において、青少年の社会的自立の遅れや不適応に対応した取組の推進を図る。	達成年度 平成19年度
必要性	<p>今日、我が国社会の急激な変化の下、青少年を取り巻く環境にも大きな影響が及んでおり、政府が決定した青少年育成施策大綱においては、青少年をめぐる新たな課題として、青少年の社会的自立の遅れやひきこもり等社会的不適応が指摘されているところ。</p> <p>この原因としては、長崎県佐世保市女子児童殺害事件の発生を契機に社会問題となっているバーチャル化が進む中での青少年の人間関係を築く能力の低下や、自ら目標を設定して行動する主体性が低下していることなどがあると考えられ、社会体験や生活体験、自然体験など多様な体験活動を経験する機会が減少がこのような能力の低下の一つの背景であると指摘されているところ。</p> <p>このような状況の中、青少年が社会の中で豊かな人間関係を形成し、自立した人間として成長するために、青少年が他の青少年とも協力しながら、主体的に計画を立て実践することを身につけさせる体験活動の実施や、ひきこもりなど社会との関係が希薄な青年への社会参加を支援する必要がある。</p> <p>・「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」(平成16年6月4日閣議決定) (教育現場の活性化) 宿泊を伴った共同生活を通じた体験活動等を推進する。 (「若者自立・挑戦プラン」) 地域における経験豊かな人材や施設を活用した職業教育及び体験活動等の積極的推進</p> <p>また、実績評価においては、青少年の豊かな人間性をはぐくむため自然体験活動の機会を提供するという基本目標を掲げているが、平成15年度には自然体験活動を得た青少年の割合はやや減少しており、このような機会の拡大のための施策の充実が課題となっているところであり、当事業は、このような課題への対応ともなるもの。</p>	
効率性	青少年をめぐる新たな課題として指摘されている、青少年の社会的自立の遅れや不適応に対応することは、国として取り組むべき課題であり、全国各地域に事業を展開することが必要と考えているが、その際、各地域の多様な状況に応じて、事業を行うことが成果をあげる上で効果的・効率的であり、全国各地域に委託を行い、地域の実情に応じて当該事業が実施され、その成果が各地域の実情に即して普及啓発されるという手法は、効果的・効率的と考えている。	
有効性	達成効果の把握の仕方(検証の手順)	青少年の自立支援の推進に係る類似の事業の各地方公共団体における実施状況を把握することにより、事業の普及についての定量的な効果を測定することができる。また、事業の教育的効果については、参加者へのアンケート調査や専門家による効果測定等の方法により、定性的な効果を把握することができる。
	得ようとする効果の達成見込みの判断根拠(判断基準)	当該事業の実施により、全国各地域で事業が実施され、その成果が全国に普及し、青少年の自立支援が推進されることが得ようとする効果の達成を判断する基準。
備考	新規事業の開始に伴い、「青少年の「社会性」を育むための体験活動総合推進事業」は廃止することとしている。	

青少年の自立支援事業

平成17年度概算要求額 410百万円

背景

- ・青少年の社会的自立の遅れやひきこもり等社会的不適応など、青少年をめぐる新たな課題
- ・青少年の人間関係を築く能力の低下

青少年が自立した人間として成長するために、青少年の主体性・社会性をはぐくむ社会体験活動、自然体験活動を実施

青年（高校生相当年齢以上対象）

青年長期社会体験活動

自宅を中心とした生活から社会への参加へ

ひきこもり

- ・来所、電話相談
- ・家庭訪問
- など

社会活動参加

- （保健、福祉、教育、労働の連携）
- ・受入団体等の開拓
 - ・福祉作業所などでの社会体験の機会の提供

就労

- ・学習支援
- ・職業能力開発
- など



子ども（小・中学生対象）

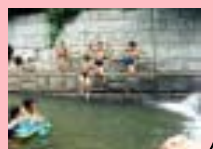
悩みを抱える子どもの体験活動

不登校などの悩みを抱える子どもたちに対し、自然体験や生活体験等の体験活動に取り組む機会を提供



子どもの主体性をはぐくむ体験活動「君がつくる1週間」

1週間の活動プログラムを、子どもたち自ら計画し実践することにより、人間関係、主体性、問題解決能力などをはぐくむ機会を提供



青少年の自立支援を推進する広報啓発、普及活動の全国展開

青少年の社会的自立の遅れや不適応に対応した事業の推進